

令和3年度 大分県地震被災建築物応急危険度判定士養成講習 実施要領

- 1 目的 大規模な地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等から生じる二次的災害を防止し、住民の安全を確保するため応急的に損傷した建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成することを目的とする。
※講習修了後に応急危険度判定士資格認定申請を受付けます。
- 2 対象者 ①建築士法第2条第1項に規定する建築士（1級、2級、木造建築士）
②建築に関する行政経験（建築指導審査業務、公共施設、公営住宅等の営繕業務）を2年以上有する官公庁の職員
- 3 主催 大分県 大分県建築物総合防災推進協議会
- 4 期日 令和4年2月28日（月） 13：30～16：30
- 5 場所 大分市城崎町2丁目2番25号 土地改良会館 大会議室
（駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。）
- 6 定員 100名
- 7 受講料 無料
- 8 申込方法 申込書（別紙1）を令和4年2月14日（月）までに提出してください。
FAX（097-506-1779）又はe-mail（a18500@pref.oita.lg.jp）
- 9 講習プログラム
 - ・開会挨拶
 - ・応急危険度判定制度について
 - ・木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
 - ・最近の地震による木造住宅の被害について
 - ・鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
 - ・鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
 - ・近年の地震による建築物の被害について
 - ・質疑応答
 - ・被災建築物応急危険度判定士登録申請手続き説明及び受付
- 10 講師
井上正文（大分大学名誉教授）
菊池健児（大分大学名誉教授）

■ 講習当日に下記資料をお持ちください。

- ①大分県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書（様式第3号-1・様式第3号-2）
ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/oukyukikendohantei.html>
- ②写真 1枚（申請前6月以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身、無背景のもの
大きさ縦3cm、横2.5cm、写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください。）

- 本講習は、公益社団法人大分県建築士会が実施する継続能力開発（CPD）制度の認定講習会に位置づけられており、講習受講者は3単位が取得できます。

【以下にご注意ください。】

新規に資格認定申請を行う方は、本講習の受講が必要となります。
現在、登録証の交付を受けている方が、再度講習を受講することは可能です。
その場合には、講習当日にテキストをお持ちください。

年 月 日

大分県知事殿

(申請者)住所

氏名

大分県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定申請書

大分県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱第4条の規定に基づき、判定士としての認定を申請します。

フリガナ 氏名		性別	男 ・ 女
		生年月日	昭和 年 月 日
住所	〒		
	(電話) ()		
建築士免許	1 級 ・ 2 級 ・ 木 造	登録年月日	年 月 日
登録番号	国土交通大臣 都・道・府・県 第 号		
所属団体 (該当番号に0:重複可)	1 大分県建築士会 (所属支部名)		
	2 大分県建築士事務所協会		
血液型	A ・ B ・ AB ・ O (該当するものを○でかこむ)	メールアドレス (携帯等)	
		携帯番号	

裏面も記入して下さい。

*備考欄		*登録欄	年 月 日
			第 号

注) 1 *印欄は記入しないで下さい。

2 添付書類 写真1枚 (申請前6月以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身、無背景のもの
大きさ縦3cm、横2.5cm、写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入して下さい。)

3 所属団体については、建築士個人の立場で記入して下さい。

裏面へつづく

様式第3号-2

勤務先名	
勤務先所在	〒 (電 話) () (F A X) ()
緊急連絡先	〒 (電 話) () (F A X) ()
業務の種別 (主たる業務の1つを選び 該当番号に〇印)	1 建築設計 (2及び3を除く。) 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 技能労務 8 調査又は鑑定 9 手続代理 10 敷地選定等の企画 11 研究又は教育 12 行政 13 その他 ()
特殊技能等	定期報告調査者、その他 (無線 級、)
判定協力 (協力できる項目の符号に〇印をして下 さい。複数の〇印も可)	<p>地方公共団体又は被災建築物の所有者等の依頼があった場合、下記について協力できます。</p> <p>A 判定調査団員として、被災地に派遣されることに協力できる。</p> <p>B 病院、学校など、判定を優先する建物の判定に協力できる。</p> <p>C 居住地や勤務先の周辺地域において、被災建築物の判定に協力できる。</p> <p>D 公務員のため、勤務先での被災復旧、救援活動等をしながら協力できる。</p>

(記入注意)

「業務の種別」及び「勤務先」の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入して下さい。